

中学校・高校生等 医療費受給者証

申請手続きは お済みですか？

10月1日から中学校・高校生などを対象にした医療費助成を開始しています。

助成を受けるためには事前に申請手続きを行い、「医療費受給者証」の交付を受ける必要があります。



交付申請書は、8月上旬に対象者の保護者宛てに送付していますので、まだ提出していない人は、早めに提出してください。

また、提出期限の8月24日までに申請手続きをした人で、受給者として認定した人には「医療費受給者証」を9月下旬に送付しています。

※保護者の年収から一定の控除を差し引いた所得額が一定額以上の場合や、ほかの助成を受けている場合は、本助成を受けることができません

【問い合わせ】

- 本館国保医療課 (☎24-2111内線533・534)
- 各総合支所健康福祉係
 - ▷ 大迫(☎48-2111内線142)
 - ▷ 石鳥谷(☎45-2111内線228)▷ 東和(☎42-2111内線222)

■ 障がいに関する相談に応えます

市内には、7カ所の相談支援事業所が設置されています。相談支援事業所では、障がいのある人の日常生活上の問題や障がい福祉サービスの利用、就労、住居などの相談に応えます。相談を希望する場合は、下記相談支援事業所にお問い合わせください。

対象	事業所名	開所日	住所・電話番号
障がい者 障がい児	指定障害者(児)相談支援事業所あけぼの	月～土曜日 8:30～17:15	石神町364 ☎21-1813
	相談支援事業所しょうふう	月～金曜日 8:30～17:15	石鳥谷町中寺林7-46-3 ☎45-3016
	相談支援事業所地域生活支援センターしおん	月～金曜日 8:30～17:15	石鳥谷町中寺林12-54-7 ☎45-2714
	こぶし相談室(こぶし苑内)	月～金曜日 8:30～17:15	湯口字鳥谷17-1 ☎29-4611
	かな障害者相談支援事業所	月・水曜日 8:30～17:30	円万寺字法船131-9 ☎29-4196
	サポートスペース ココ・アルバ	月～金曜日 10:00～15:00	材木町11-20 ☎33-1796
障がい児	指定障害児相談支援事業所イーハトーブ養育センター	月～金曜日 8:30～17:15	不動町1丁目1-2 ☎21-3771

障がい福祉サービスが拡充されました

障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の充実を目的として「障害者総合支援法」が本年4月に改正されました。

障がい者が自立した生活を送ることができるよう、新たなサービスが始まっています。

■ 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホームなどから一人暮らしに移行した障がい者に対し、自立生活援助事業所が、日常生活に必要な理解力や生活力を補うためのサービスを提供しています。同事業所は、定期的な巡回訪問や相談対応などをしたり、病院などの関係機関との連絡調整をしたりして、障がい者の自立した生活をサポートしています。

■ 就労定着支援

就労移行支援などを利用後、一般就労に移行した障がい者に対し、継続的な就労ができるよう、就労定着支援事業所がサービスを提供しています。同事業所は、企業や自宅などを訪問し、就労に伴う生活面(生活リズムや体調管理など)の課題解決に向け、本人に直接アドバイスをしたり、企業などの関係機関との連絡調整をしたりして、障がい者の就労をサポートしています。

■ 重度訪問介護の訪問先の拡大

常に介護を必要とする重度の障がいのある人が、自宅で入浴や排せつなどのサポートを受けられる「重度訪問介護」。今回の改正により、最も重い障がいのある人(区分6)に限り、入院時でも同様のサービスが受けられるようになりました。

【問い合わせ】新館障がい福祉課(☎24-2111内線512)

障がい福祉サービスの紹介

障がい者の日常生活を支援しています

市では、障がい者の日常生活をサポートするため各種利用料の減免や各種相談窓口の開設など、さまざまな支援を行っています。また、障害者総合支援法が本年4月に改正され新たなサービスの提供も始まっています。

【問い合わせ】新館障がい福祉課(☎24-2111内線508・512)

■ NHK放送受信料の減免を受けられます

一定の要件を満たしている場合、申請することでNHK放送受信料の全額または半額の免除が受けられます。

免除要件

- 全額免除
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持者がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合
- 半額免除
 - NHK受信契約者が世帯主で次のいずれかの障害者手帳を保有している場合
 - ▷ 身体障害者手帳1級・2級(視覚障がい者または聴覚障がい者は3級以下も該当)▷ 療育手帳A判定▷ 精神障害者保健福祉手帳1級

申請方法

新館障がい福祉課または各総合支所健康福祉係に▶

■ 有料道路通行料金の割引を受けられます

障がい者が通勤や通院などの際に、自家用車で有料道路を利用する場合、通行料金の割引を受けることができます。

通行料金の割引を受けるには、事前の登録が必要です。

割引の対象(1人につき1台に限る)

- 障がい者本人が運転する場合
 - 身体障害者手帳の交付を受けている人
- 障がい者本人が乗車し、介護者などが運転する場合
 - 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けていて、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が第1種と表示されている人

割引料金(割引期間)

通常料金の半額(2年間)

事前登録の方法

新館障がい福祉課または各総合支所健康福祉係に▶ 身体障害者手帳または療育手帳▶ 自動車検査証▶ 運転免許証一を持参の上、申請してください。

印鑑▶ 該当する手帳▶ 代理人選任届(一人世帯で窓口での申請が困難で、代理人に申請を依頼する場合)▶ 世帯の市民税額を証明するもの(転入した人)一を持参の上、申請してください。

なお、申請時に、NHK盛岡放送局が毎年実施するNHK放送受信料の免除要件調査への同意が必要です。

※免除要件に該当しなくなったときは、NHK盛岡放送局へ届け出をお願いします

問い合わせ・申請

- 新館障がい福祉課(☎24-2111内線508)
- 各総合支所健康福祉係(大迫☎48-2111内線273、石鳥谷☎45-2111内線225、東和☎42-2111内線243)

❖NHK放送受信料の免除などについて

- NHK盛岡放送局(☎019-626-8823)

なお、ETCを利用する場合は▶ 障がい者本人名義のETCカード(20歳未満の場合は保護者名義のもの)▶ ETC車載器管理番号を確認できる書類一を併せて持参してください。

※割賦購入をしている場合は、ローン契約書のほかに使用者欄に障がい者本人などの個人名義が記載されている自動車検査証が必要で

利用方法

現金で通行料金を支払う場合は、料金所で身体障害者手帳または療育手帳を提示することで割引が適用になります。

また、ETCカードで通行料金を支払う場合は、登録通知受理後、ETCカードをETC車載器に挿入し、利用することで割引が適用になります。

問い合わせ・申請

- 新館障がい福祉課(☎24-2111内線508)
- 各総合支所健康福祉係(大迫☎48-2111内線273、石鳥谷☎45-2111内線225、東和☎42-2111内線243)